



平成 19 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博
(コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 取締役最高財務責任者 梶 川 朗
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

夢の街創造委員会株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、夢の街創造委員会株式会社(コード番号:2484 ヘラクレス以下、「夢の街創造委員会」といいます。)の普通株式を公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの目的

当社は、「オンライン出前サービス」において独占的な地位を確保する夢の街創造委員会の技術&ノウハウと「Yahoo!グルメ」の総合力を活用し、「オンライン出前サービス」以外の「テイクアウト予約」「食材宅配」分野にも積極的に進出するため、更なる夢の街創造委員会との安定的・継続的な事業連携の推進強化を目的として、夢の街創造委員会の賛同のもと、友好的に本公開買付けを実施いたします。

当社は、平成 16 年 10 月に夢の街創造委員会との資本業務提携を実施し、夢の街創造委員会株式 4,000 株(発行済株式総数の 23.24%)を取得する筆頭株主であります。本公開買付けにより当社の保有株式数は 7,200 株(発行済株式数の 41.84%)となりますが、本公開買付け後も、夢の街創造委員会は従来どおり当社の持分法適用関連会社であり、引き続き現経営陣の意見を尊重しつつ、両社が所有するノウハウ、インフラ、リソースの活用、共同での企画開発などにより、高い相乗効果を生み出し、「テイクアウト予約」事業等への進出を図る予定であります。本公開買付け後においては更に買付ける予定はありません。また、夢の街創造委員会の株券は、ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に上場しておりますが、本公開買付けにおいて買付けを行う株数には上限が付されており、本公開買付けが成立した場合でも、引き続きニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」への上場を維持する方針です。

夢の街創造委員会は、宅配・デリバリー専門総合サイト「出前館(<http://demaecan.com>)」(以下、「出前館」といいます。)の運営を主たる事業としており、「出前館」の運営以外に、「出前館」の運営を通じて培ったノウハウおよび加盟店ネットワークを活用した「広告代理事業」、生活トラブルの解決サービスサイト「駆けつけ館(<http://kaketsukecan.com>)」(以下、「駆けつけ館」といいます。)の運営も展開しております。

「出前館」は、宅配サービスに特化したバーチャルショッピングモール(仮想商店街)であり、主に「ピザ」「すし」「弁当」等の飲食店が来店しております。消費者は PC や携帯電話を介して「出前

館」にアクセスし、各々のニーズに合致した店舗・メニューを選択、注文します。夢の街創造委員会が独自に開発した受注情報の伝達システムでは、オーダー受注後、オーダー情報をサーバーで加工し、各店舗に FAX で送信する方法を基本としております。

このように「オンライン出前サービス」で圧倒的シェアを確保し、「ピザ」等の主要宅配チェーンと強固な関係を構築、そしてリアル店舗とネットを結ぶ FAX インフラを所有する夢の街創造委員会は、当社サービスである「Yahoo!グルメ」にとって非常に大きなパートナーのひとりとして大変重要な存在となっております。

追加出資により、当社と夢の街創造委員会は人的交流の促進をはじめとして、より強固で安定的な関係を構築し、よりシンクロしたスピード感を創出することで、お客様の多様なニーズにお応えし、この分野で圧倒的なナンバーワンの存在となるべくサービスの充実を目指してまいります。今後、成果報酬型の商品への移行やポイントバック、アフィリエイトの導入により、クライアントとユーザーにメリットがあるビジネスモデルや「テイクアウト予約」などのオンライン予約の拡大や食材、酒類品などの宅配サービスの強化、また、こういったサービスが携帯電話からもご利用できるようにすることにより、日々の暮らしに密着した「いつでも、どこでも」便利で使いやすいインターネットサービスを夢の街創造委員会と共に展開してまいります。

なお、本公開買付けにあたり、夢の街創造委員会の事業パートナーであり、第二位株主でもある株式会社インデックス・ホールディングス（以下、「インデックス・ホールディングス」といいます。）からは、同社の保有する夢の街創造委員会株式 3,200 株について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、平成 19 年 2 月 21 日開催の夢の街創造委員会取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明することの決議がなされております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商号	夢の街創造委員会株式会社	
事業内容	デリバリー総合サイト「出前館」の運営、デリバリーチャンネルを利用した広告代理業および生活トラブルの解決サービスサイト「駆けつけ館」の運営受託	
設立年月日	平成 11 年 9 月 9 日	
本店所在地	大阪府大阪市中央区北久宝寺町四丁目 4 番 2 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 利江	
資本金	1,044 百万円（平成 18 年 8 月末現在）	
大株主及び持株比率 （平成 18 年 8 月末現在） （注 1）（注 2）	ヤフー株式会社	23.24%
	株式会社インデックス・ホールディングス	23.24%
	中村 利江	6.62%
	日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）	4.00%
	大阪証券金融株式会社	1.47%

買付者と対象者の 関係等	資本関係	当社は、夢の街創造委員会の発行済株式総数の 23.24% (4,000 株) を所有しています。
	人的関係	当社は、夢の街創造委員会に対して取締役 1 名を派遣しています。
	取引関係	夢の街創造委員会からの仕入等に関しては主に当社サービス運営に係わる業務委託費を当社が支払い、販売等に関しては情報掲載売上を当社が受け取るなどの取引があります。
	関連当事者への該当状況	夢の街創造委員会は、当社の持分法適用関連会社です。

(注1) 夢の街創造委員会の平成 18 年 11 月 30 日提出の第 7 期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(注2) 平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までに公衆の縦覧に供された大量保有報告書及び変更報告書によれば、持株比率に以下の変更がありました。

平成 18 年 8 月 31 日付で、株式会社インデックス・ホールディングスの持株比率が 19.87% となりました。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 3 月 1 日 (木曜日) から平成 19 年 4 月 2 日 (月曜日) まで (22 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

証券取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下、「法」といいます。) 第 27 条の 10 第 3 項の規定により、夢の街創造委員会から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間 30 営業日、公開買付け期間は平成 19 年 4 月 12 日 (木曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格 1 株につき、金 401,190 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、「オンライン出前サービス」において独占的な地位を確保する夢の街創造委員会の技術・ノウハウと「Yahoo!グルメ」の総合力を活用することにより、「オンライン出前サービス」以外の「テイクアウト予約」「食材宅配」分野に積極的に進出することが可能になり、更なる夢の街創造委員会との安定的・継続的な事業連携の推進強化により相互の将来的収益拡大とこれに伴う事業価値の拡大が見込めると判断しております。当社は、夢の街創造委員会の主要株主であるインデックス・ホールディングスとの合意結果、夢の街創造委員会に係る財務・資産・経営状況に加え、将来収益、市場株価及び株式市場での出来高等を総合的に検討した結果、市場株価が夢の街創造委員会株式の最も客観的かつ合理的な価値であると判断致しました。その上で、日々の株価変動の影響を考慮し、夢の街創造委員会普通株式の「ヘラクレス」証券取引所市場における平成 19 年 1 月 22 日から 2 月 20 日までの株価終値平均である 401,190 円を本公開買付けの買付け等の価格に決定致しました。なお、当該価格

は、夢の街創造委員会株式の平成 19 年 2 月 20 日のニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」証券取引所市場における終値に対して約 4.9%ディスカウントした価格となります。

算定の経緯

当社は、「オンライン出前サービス」において独占的な地位を確保する夢の街創造委員会の技術・ノウハウと「Yahoo!グルメ」の総合力を活用することにより、「オンライン出前サービス」以外の「テイクアウト予約」「食材宅配」分野に積極的に進出することが可能になり、更なる夢の街創造委員会との安定的・継続的な事業連携の推進強化により相互の将来的収益拡大とこれに伴う事業価値の拡大が見込めると判断し、平成 18 年 12 月頃から、夢の街創造委員会の大株主であるインデックス・ホールディングスとの間で、当社による夢の街創造委員会株式の買収等に関する協議・交渉を行いました。平成 19 年 2 月初旬に、当社は、夢の街創造委員会に係る財務・資産・経営状況に加え、将来収益、市場株価及び株式市場での出来高等を総合的に勘案し、当社が夢の街創造委員会株式の過去 1 ヶ月の平均の価格を買付け等の価格とする夢の街創造委員会株式の公開買付けを行う旨を提案し、インデックス・ホールディングスから同社が保有する夢の街創造委員会株式のうち 3,200 株をかかるとの公開買付けに応募する旨の了承を得ました。かかる合意及び夢の街創造委員会と協業によるシナジー効果の検証結果等を勘案し、平成 19 年 2 月 21 日、当社取締役会は、本公開買付けの買付け等の価格を 401,190 円に決定致しました。なお、当該価格の算定には、第三者の意見の聴取等は行っておりません。

算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株 券	3,200 株	- 株
新株予約権証券	- 株	- 株
新株予約権付社債券	- 株	- 株
株券等預託証券()	- 株	- 株
合 計	3,200 株	- 株

(注 1) 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申し込みをした方(以下、「応募株主等」といいます。)が、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数(3,200 株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(注 2) 応募株券等の総数が買付予定数及び超過予定数の合計(3,200 株、以下「買付予定総数」といいます。)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。以下、「府令」といいます。)第 32 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.86%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,529 個	(買付け等前における株券等所有割合 18.40%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	3,200 個	(買付け等後における株券等所有割合 37.54%)
対象者の総株主の議決権の数	17,210 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定総数の株式に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、夢の街創造委員会の平成18年11月30日提出の第7期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数です。

(注3)「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、公開買付者の所有する潜在株券等に係る議決権の数は0個です。

(注4)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち、特別関係者の所有する潜在株券等に係る議決権の数は1,970個です。

(注5)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」に公開買付者及び特別関係者の所有する潜在株券等に係る議決権の数を加えた数(19,180個)を分母として計算しております。

(注6)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,283 百万円

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

大和証券株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

決済の開始日

平成19年4月10日(火曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、夢の街創造委員会から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成19年4月20日(金曜日)となります。

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（3,200 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定総数（3,200 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株減少させるものとします。但し、切上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含む。以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びブないしソ、第 3 号イないしチ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に夢の街創造委員会が、株式の分割その他の令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付した公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申

込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに下記の方法により返還します。

- (イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。
- (ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人(又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、又米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。又、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に居住していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国

内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）、

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 3 月 1 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けにつきまして、夢の街創造委員会は、平成 19 年 2 月 21 日開催の取締役会において、賛同する旨を決議しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

夢の街創造委員会は、平成 19 年 1 月 12 日に大阪証券取引所において、平成 19 年 8 月期第 1 四半期財務・業績の概況（非連結）を公表しております。当該公表に基づく、同四半期の夢の街創造委員会の損益の状況は以下のとおりです。

損益の状況

会計期間	平成 19 年 8 月期第 1 四半期	(参考)平成 18 年 8 月期
売上高(千円)	183,427	649,446
売上原価(千円)	47,221	130,915
販売費及び一般管理費(千円)	93,660	348,367
営業外収益(千円)	2,429	4,263
営業外費用(千円)	117	24,554
四半期(当期)純利益(千円)	34,560	152,432

1 株当たりの状況

会計期間	平成 19 年 8 月期第 1 四半期	(参考)平成 18 年 8 月期
1 株当たり四半期 当期 純利益(円)	2,007.70	9,951.40
1 株当たり純資産額(円)	106,076.13	104,072.19

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績および単体業績への影響は軽微です。

以上